

6 監 査 第 6 3 号

令和6年8月26日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市監査委員 鈴 木 修 一

京丹後市監査委員 多 賀 野 一 彦

令和5年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された令和5年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、
別紙のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度

京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

京丹後市監査委員

令和５年度 財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、審査に付された令和５年度京丹後市健全化判断比率について審査した結果は、次のとおりである。

１ 審査の対象

令和５年度京丹後市健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

２ 審査の期間

令和６年８月２日から令和６年８月２６日

３ 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

４ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	令和３年度	早期健全化基準 (令和５年度)
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.44
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.44
③ 実質公債費比率	13.0	12.8	12.5	25.0
④ 将 来 負 担 比 率	113.4	118.9	120.0	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質収支額が9億1,247万5千円の黒字のため△4.42%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が25億8,934万円5千円の黒字のため△12.56%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は13.0%であり、前年度に比べて0.2ポイント増加している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は113.4%であり、前年度に比べて5.5ポイント減少している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っているものの、引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組まれない。

財政健全化判断指標である令和5年度京丹後市健全化判断比率は、健全な基準の範囲内にあるが、将来にわたり安定して質の高い行政サービスを提供するため、引き続き、自主財源の確保に一層努力され、歳入歳出の両面において、健全かつ中長期的視点に立った持続可能な行財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和５年度 経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和５年度京丹後市資金不足比率について審査した結果、次のとおりである。

１ 審査の対象

令和５年度京丹後市資金不足比率

２ 審査の期間

令和６年８月２日から令和６年８月２６日

３ 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

４ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経営健全 化 基 準	備 考
	令和５年度	令和４年度	令和３年度		
① 水道事業会計	—	—	—	20.0	地方公営企 業法適用
② 下水道事業会計	—	—	—		
③ 病院事業会計	0.7	—	2.2		
④ 市民太陽光発電所事業特別会計	—	—	—		地方公営企 業法非適用
⑤ 工業用地造成事業特別会計	—	—	—		
⑥ 宅地造成事業特別会計	—	—	—		

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が△10億4,877万6千円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

② 下水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が△2億4,588万円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

③ 病院事業会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が4,668万8千円発生しているが、健全化法に規定する経営健全化基準の20%を下回っている。

④ 市民太陽光発電所事業特別会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が△1,515万円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑤ 工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が△2,443万3千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑥ 宅地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額が△4,529万円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計は、令和4年度は資金不足比率が発生していなかったが、令和5年度で再び資金不足比率が発生してしまった。他の事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題点は認められなかった。

病院事業会計については、医師不足の常態化など、経営環境は依然として非常に厳しい状況にある。引き続き、経営改善に向けた分析・検討を行い、経営の健全化を目指して職員一丸となって取り組まれるとともに、令和5年度に策定した「京丹後市立病院経営強化プラン」に取り組み、経営改善と経費節減に努めていくことを強く望む。

資料 1

健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	備 考
実 質 赤 字 比 率		△ 4.42	△ 5.71	△ 4.89	
連 結 実 質 赤 字 比 率		△ 12.56	△ 15.25	△ 15.07	
実 質 公 債 費 比 率 (3年平均)		13.0	12.8	12.5	
	単 年 度	12.88145	13.38859	12.84630	
将 来 負 担 比 率		113.4	118.9	120.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字の場合、マイナス表記となる。

(2) 早期健全化基準

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	備 考
実 質 赤 字 比 率		12.44	12.44	12.40	
連 結 実 質 赤 字 比 率		17.44	17.44	17.40	
実 質 公 債 費 比 率		25.0	25.0	25.0	
将 来 負 担 比 率		350.0	350.0	350.0	

資料2

資金不足比率の状況

(単位：％、千円)

公営企業会計名		令和5年度			令和4年度		
		資金不足 比率	資金不足額	事業の規模	資金不足 比率	資金不足額	事業の規模
法 適 用	水道事業会計	－	△1,048,776	1,074,383	－	△1,134,689	1,087,448
	下水道事業会計	－	△245,880	524,176	－	△332,896	517,844
	病院事業会計	0.7	46,688	5,854,964	－	△31,646	5,946,275
法 非 適 用	市民太陽光発電 所事業特別会計	－	△15,150	47,211	－	△8,347	41,772
	工業用地造成 事業特別会計	－	△24,433	24,433	－	△25,626	25,626
	宅地造成事業 特別会計	－	△45,290	45,290	－	△45,388	45,388

※資金不足額は、黒字の場合、マイナス表記となる。

経営健全化基準	20.0
---------	------